

# 豊橋コンテナターミナル指定管理者運営モニタリング結果（平成30年度）

## 1 施設の概要

施設名 : 豊橋コンテナターミナル  
所在地 : 豊橋市神野西町一丁目  
設置根拠 : 愛知県港湾管理条例（平成10年 供用開始）  
設置目的 : 三河港における港湾物流の効率化・円滑化を図ることを目的とする。  
施設概要 : 敷地面積：約11.7ヘクタール  
主な建物等 : 軌道走行式荷役機械（2基）、ゲートハウス、冷凍コンテナ用コンセント、照明灯、洗浄場、トラックスケール、トランスファーポイント

## 2 指定管理概要

指定管理者名 : 三河港コンテナターミナル株式会社  
指定期間 : 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで  
指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況 : コンテナ貨物集荷及び新規航路誘致等のポートセールス活動（実施済）

## 3 利用状況

（単位：人、件）

区分	30年度		29年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
コンテナ取扱量	43,200	37,431	50,000	42,699	△5,268

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

## 4 収支状況

（単位：千円）

区分	30年度		29年度		増減 （①－②）
	計画値	実績値(①)	計画値	実績値(②)	
収入計	84,437	88,632	94,474	87,761	871
利用料金収入	84,437	88,632	94,474	87,761	871
指定管理料	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
支出	87,062	91,087	94,607	92,981	△1,894
収支差	△2,625	△2,455	△133	△5,220	2,765

## 5 モニタリング結果

### (1) 総合評価

評価	評価内容
A	施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり適切に行われていた。

### (2) 区分ごとの評価

区分名称	評価	評価内容
基本項目	A	平等な利用の確保、法令遵守、個人情報の取扱等適切に行われていた。
施設の適正な管理	A	施設内巡視等は適切に行われており、三河港BCPへの参加、緊急時に備えて普通救命講習の受講を行っていた。
サービスの維持・向上	A	三河港振興会等と連携し利用促進に努めた。
運営等の安定性	A	県との連携、経理、文書管理等適切に行われており、指定管理者の財務状況も問題ない。

#### 【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）  
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

### (3) 今後の対応等

施設の管理運営業務全般について、県の求める水準どおり行っていることから、今後もモニタリングを通じて管理運営状況を確認し、指導していく。

## 6 利用者からの反応

施設等の利用許可手続きについて  
問題はなく満足している100%  
施設利用料金の請求と支払方法について  
問題はなく満足している100%  
CT会社の運営内容について  
問題はなく満足している75% ほぼ満足している25%

## 7 その他

特になし。

## ○ 問い合わせ先

建設局港湾課港湾管理グループ  
電話：052-954-6966（ダイヤルイン）  
ファクシミリ：052-953-1793  
メールアドレス：kowan@pref.aichi.lg.jp